

令和3年2月4日

メンバー様各位

新門司マリーナ
株式会社ササキコーポレーション

緊急事態宣言の延長に伴う自粛のお願いと新門司マリーナの対応について

平素より、新門司マリーナをご利用いただきありがとうございます。

標記の件につきましては、政府からの2月2日の「緊急事態宣言」延長の発表を受け、当マリーナにおきましても過密化を避けて感染拡大を防止するため、メンバーの皆様にあらためまして、施設利用の自粛をお願いさせていただくとともに、下記の通りの対応を継続することといたしました。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、感染予防・拡大防止、健康と安全を第一に考え、一刻も早い終息の為何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. メンバーの皆様には極力、新門司マリーナの施設利用を自粛されますように、お願い致します
2. 緊急時を除き、ビジター艇の入港はできません。

※施設利用の場合の対応について

(1) クラブハウス

利用可能ですが、換気を徹底させていただきます。

(2) 会議室は原則使用禁止とさせていただきます。

(3) 上下架について

・ 上架について

期間中は随時対応いたしますが、お待ちいただくことや、桟橋に係留して頂く場合がございます。

・ 下架について

期間中は随時対応致しますが、事前にご連絡をいただくと助かります。

(4) 給油について

随時対応いたしますが、お待ち頂く場合がございます。

対象期間 **令和3年2月8日(月)～令和3年3月7日(日)**

* 緊急事態宣言の内容が変更された場合には施設の利用・サービスについて急な変更が生じる可能性があります。

* 今後の状況等に応じて延長する場合は別途お知らせいたします。

【問い合わせ先】
新門司マリーナ 093-481-0099